



COVID-19 の検査と治療

ビザを保有していなかったり、自分のビザの滞在資格や状態を正確に把握していない場合でも、公衆衛生に関する指示には従わなければなりません。体調が悪いときは診察を受け、COVID-19（新型コロナウイルス）の検査を受けてください。

各州・準州政府は、無料のコロナウイルス検査および治療を提供しています。

- [ACT（首都特別地域）](#)
- [ニュー・サウス・ウェールズ州](#)
- [北部準州](#)
- [クイーンズランド州](#)
- [南オーストラリア州](#)
- [タスマニア州](#)
- [ビクトリア州](#)
- [西オーストラリア州](#)

ビクトリア州における移民／ビザ関連の健康診断

ビクトリア州では、COVID-19 関連の追加規制のためにすべての Immigration Medical Examinations [移民／ビザ関連の健康診断] が一時的に中止されています。この措置は、今後の[公衆衛生に関する追加発表](#)に沿って見直される予定です。

ワーキングホリデーメーカービザ保有者

Working Holiday Maker（WHM：ワーキングホリデーメーカー）ビザは、延長できませんが、オーストラリア国内で3カ月もしくは6カ月の「Specified Work [指定労働]」を終えた方であれば、セカンドもしくはサード WHM ビザを申請することができる場合があります。

詳細は [Specified Work Conditions \[指定労働条件\]](#) を確認してください。

WHM ビザ保有者は、2020 年 1 月 31 日より後にオーストラリア国内で行われた医療ケアもしくは医療分野での新型コロナウイルス（COVID-19）対応における重要な労働をセカンドもしくはサード WHM ビザの申請のための「指定労働」に含むことができるようになりました。詳細は、当省の[最新ニュース](#)を確認してください。

WHM ビザ保有者で、セカンドもしくはサード WHM ビザの申請資格を有しておらず、COVID-19 対応における重要産業に就労していない方は、別のビザを申請してください。別のビザを申請することにより、自国に帰国できるようになるまで合法的に滞在できるようになります。COVID-19 対応における重要産業とは、農業、食品加工、医療ケアおよび医療、高齢者および障害者介護、幼児保育産業を指します。

状況によっては、WHM ビザ保有者が [Visitor \[訪問\] ビザ \(サブクラス 600\)](#) の申請資格を有していることもあります。

新しいビザの発給を受けるには、年齢制限や英語力、健康状態や人物審査を含む、当該ビザの各要件を満たしていなければなりません。

セカンドまたはサード WHM ビザの申請

WHM ビザ保有者であれば、セカンドまたはサード・ワーキングホリデービザ（サブクラス 417）、あるいはセカンドまたはサード・ワークアンドホリデービザ（サブクラス 462）の申請資格を有している可能性があります。申請資格の有無や申請方法は、内務省ウェブサイトで確認できます：

- [セカンド・ワーキングホリデービザ \(サブクラス 417\)](#)
- [サード・ワーキングホリデービザ \(サブクラス 417\)](#)
- [セカンド・ワークアンドホリデービザ \(サブクラス 462\)](#)
- [サード・ワークアンドホリデービザ \(サブクラス 462\)](#)

申請する際は、現在のビザが失効する前に新しいビザを申請しなければなりません。申請後はそのビザ申請についての決定が下されるまで合法的な状態でいられるように、ブリッジングビザが発給される場合があります。

ビザ条件 8547 – 同一雇用主のもとでの就労は最大 6 ヶ月に限定される

WHM ビザ保有者は、オーストラリア滞在中にあらゆる種類の労働に就くことができますが、これは通常、[同一の雇用主のもとでは 6 か月までの就労](#)に限定されています。ただし、当省が同一の雇用主のもとの 6 か月を超える期間にわたる就労を許可している場合は、例外となります。

WHM ビザ保有者で農業、食品加工、医療ケアおよび医療、高齢者および障害者介護、または幼児保育産業などの重要産業に就労している方は、当省から同一雇用主のもとで 6 か月を超える期間にわたり就労することを認められています。

重要産業に就労している WHM ビザ保有者

WHM ビザ保有者は、2020 年 1 月 31 日より後にオーストラリア国内で行われた医療ケアもしくは医療分野での新型コロナウイルス（COVID-19）関連の重要な労働をセカンドもしくはサード WHM ビザの申請のための「指定労働」に含むことができるようになりました。詳細は、当省の[最新ニュース](#)を確認してください。

重要産業に就労している WHM ビザ保有者で、セカンドもしくはサード WHM ビザの申請資格を有しておらず、自国に帰国することもできないという方は、[Temporary Activity \[一時活動\] ビザ \(サブクラス 408\) Australian Government Endorsed Agreement Stream \(COVID-19 Pandemic event visa\) \[オーストラリア政府公認事業合意ストリーム \(COVID-19 パンデミックイベントビザ\)\]](#)を申請することができます。その際、ビザ申請料は発生しません。

このビザは、保有者が自国に帰国することが可能になるまでの間オーストラリアに滞在し、就労も継続できるようにするものです。

詳細は [指定労働条件](#) を確認してください。

経済的に困難な状況に陥っているビザ保有者

WHM ビザ保有者で自身の生活を支えることができない方は、自国への帰国を手配するよう強く推奨されています。

当座の生活費をまかなえない方は、2019/2020 年度中に最大 10,000 ドルまでの自身のオーストラリアのスーパーストンプン（退職年金）を非課税で受給することができる可能性があります。

詳細は、[オーストラリア税務局ウェブサイト上の Early Access to Superannuation \[スーパーアニュエーションの早期受給について\]](#) の項を参照してください。

COVID-19 パンデミックイベントビザ

現行の WHM ビザの有効期限が迫っているものの重要産業には就労しておらず、渡航規制のために自国に帰国することもできず、他のビザの要件を満たすこともできないという方でも、COVID-19 Pandemic event visa [COVID-19 パンデミックイベントビザ]の申請資格を有している場合があります。これに該当する方は、なぜ他のビザの要件を満たすことができないのかを証明する必要があります。こうした証明としては、新たに VAC（Visa Application Charge：ビザ申請料金）を支払うための十分な資金にアクセスすることができないという供述および証明書類等が含まれます。